C 豊かな「自然とみどり」を守り、育てよう

自然とみどり分科会

(提言 13~提言 19)

- 提言 13 豊かな「自然とみどり」を守り、育てよう
- 提言 14 みどりの源である「森林」の保全・管理を進める
- 提言 15 地域の自然環境にマッチした「河川のみどり」づくりを目指す
- 提言 16 市民みんなでつくろう「楽しく魅力ある公園」
- 提言 17 緑視率の向上・豊かな生態系・建物など「市街地の緑」を大切に
- 提言 18 緑の「景観の質と量の向上」を目指し、保全・創出する
- 提言 19 お金・労働・知恵で農家を支援し、「農地を維持・育成」する

【付属資料】

- * エコミュージアム構想
- * 稲城市の保全地域・保存樹木指定状況
- * ブロック別みどり率の経年変化

稲城市の「自然環境とみどりの保全・管理」には、多摩丘陵に広がる森林・田畑・河川等を含めて、森林の保全・管理、河川・水路の整備・保全、公園・緑地の整備、道路・市街地の緑化、都市景観の向上、農地・果樹園等の維持・育成など、多くの課題があります。このため、今後、「自然とみどり」に関する稲城市全体の方針・計画を基本に、現状を見直し、諸対策を進める必要があります。

街に美しさと心にやすらぎを与えてくれる「みどり」は、市民にとっても最も身近でかつ 重要なテーマです。そのためにも、「みどりの保全、創出、管理・活用」の目的実現に向けて、 「計画、規制、誘導、事業」などの体系的観点から各手段とその実行が強く望まれます。

「みどり」につつまれ、市民が身も心も豊かに生活できる街づくりをめざしましょう。 そこで、自然とみどり分科会では、下記のテーマを中心に、現状と課題ならびに今後の諸 対策について提言します。

提言 13 豊かな「自然とみどり」を守り、育てよう

稲城市の人口は予想を超えて早い増加傾向にあります。これは市民の意識調査(平成16年度)にあるように、住みよい又はどちらかといえば住みよいと回答した人(74%)のうち「自然環境がよい」、「緑が豊かである」といった評価が85%もあることの証であるといえます。

最近、東洋経済から全都市(全国 806 市区)を対象とした 2009 年『都市データパック』の「新・住みよさランキング」では、稲城市は33位(東京都Mo.1)と健闘しており、この順位は地理的な恩恵によることが大きく影響していると思われます。これからは自然環境対策を全市民的に掲げ、市民参加の真の自然環境の保全と創造によって豊かな自然の息づくまちとして、「都心に近い首都圏生活満足度 No.1」の稲城市にすべきです。

三沢川右岸の丘陵地の森林などには貴重な自然のみどりがあります。 とりわけ南山東部地区の開発については、市民間でも賛否両論あるのが実態です。開発がされれば南山の自然とみどりは次々に失われることになり、このままでは市民の稲城市の自然とみどりに対する潜在意識や期待を失望させることにもなりかねません。一方で、危険な崖地が解消され、市所有の公園緑地が確保できるとの期待も寄せられています。

今後の(仮称)第四次稲城市長期総合計画、土地利用計画にあっては、「緑·水の豊かな自然につつまれ、生き生きとした生活都市」と位置づけ、市行政は市民と協働して、豊かな緑 (森林)を可能な限り広い面積で、かつ可能な限りよい状態で残し、市民に安心で良質なた おやかな自然を保障できるようにすべきではないでしょうか。また、今暮らしている家、庭、 道路、公園など、身近な場所の再緑化について、生活者の視点から見直し、市民・事業者・ 行政がそれぞれ、又は協力しながら取り組んでいくことが求められます。

(1) 稲城市「緑の基本計画」の見直し

① 市内の緑地は減少傾向にある

都市計画や農地の転用などで宅地化が進み、年々緑地が減少傾向にあります。都市計画 区域面積に対する緑地確保目標値は、「稲城市 緑の基本計画(平成 11 年 3 月策定)」に より平成 22 年は【緑地率】40.9%と設定されています。

一方、【緑被率】は、平成 10 年の現状 53.2%に対して、「緑の基本計画」では、平成 22 年の目標値は若干下回り約 50.0%とされています。

これは、第三次長期総合計画において多摩ニュータウンの周辺地域として都市機能の誘導が図られるなどで、みどりは減少しました。現在進められている南武線三駅(矢野口、稲城長沼、南多摩)周辺の区画整理(3 地区で約 40ha)や南山東部地区(約 87ha)の都市開発の可能性を考えると、緑被率 50%の確保さえ、極めて厳しい状況にあります。

緑被率が 50%を下回ると市民の「やすらぎ感」が低くなり、その地からの脱出意識が 急速に高まるという調査報告¹もあります。

^{1:}出典 品田 穣「都市の自然史」中央公論社(1974)

② 緑被率 50%の維持・確保のための計画的な土地利用

南山東部地区はいろいろと問題はあるが、開発が実施されることになるとみどり(緑被率)は大きく減少することになります。第四次長期総合計画においては良好な自然を市民に提供できるようにすべきです。

そこで、稲城市全体として、今後も最低限「緑被率 50%を維持・確保」することを目標とすべきです。

そのためには、斜面緑地や谷戸地域にある景観を保全しながら自然の緑を確保する必要があります。また、無用な宅地開発等を止め、森林や河川の保全・管理はもちろん、公園の創造・保全、街路樹や屋上など市街地のみどり化、農地の維持・育成などのさまざまな施策の実行が重要と考えます。

また、平成 22 年度の目標値は設定されましたが、平成 10 年以降実態調査や計画の進 歩状況はきちんと把握されていないのが現状です。そこで 5 年ごとに現況を調査し、進捗 状況を含めて目標の達成に努める必要があります。

《緑地の確保目標量》

年次	目標年次 平成 22 年度		
稲城市全域(1,797ha)に対する 緑地の割合【緑地率】	概ね 734ha 40.9%		

出典:稲城市 緑の基本計画(平成11年3月)

《緑化の確保目標量》

年次	現状 平成 10 年度	目標年次 平成 22 年度	提 案 平成 32 年度
都市全体の緑化目標 【緑被率】	53. 2%	約 50.0%	50.0%の確保

出典:稲城市 緑の基本計画(平成11年3月)

*「緑地率」「緑被率」「みどり率」「緑視率」とは

- ・<u>緑 地 率</u>…市の全面積に占める緑地面積の割合。緑地とは、都市公園のような緑地に 限らず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、樹林、河川、水面な どのオープンスペースを含みます。
- ・<u>緑 被 率</u>…みどりの多さを示す指標。敷地の面積に対して、「樹木の覆っている部分」 「樹林」「草地」「農地」「公園(但し、緑で覆われている地)」の面積の占める 割合をいいます。一般的には航空写真をもとに測定します。
- ・<u>み ど り 率</u>…緑の持つ「都市環境の改善」、「防災」、「うるおい、やすらぎ、風格」及び 「生物の生存基盤」の 4 つの機能を最大限に発揮させるという考え方の下 に、東京都では、緑被率に「公園内で緑のない裸地」「河川、湖沼などの水 面」の面積割合を加えた「みどり率」を指標としています。

- ・<u>緑 視 率</u>…緑被率には入らないものの、みどりの効用が得られることから壁面緑化や 生け垣などをカウントする「緑視率」(日常生活の実感として捉えられる緑 の量として、特定の方法で撮影した写真の中に占める緑の割合)という考 え方も注目されてきています。
- *保全と創造…今あるみどりを「良い状態に保ちながら残し、新たなみどりを増やしていく」という意味で、単に保護や回復(守り、減ったみどりを戻す)というだけではなく、より積極的に自然やみどりを創り増やすという役割を期待しています。
- *各調査項目の調査方法、調査対象、及び調査内容の概要は下表のとおり。

調査内容一覧	調査方法	調査対象	調査内容
緑被率調査	空中写真判読	1㎡以上の緑被地	区分別(樹木被覆地, 草地, 屋上緑化, 裸地, 水面)被覆率の算出
屋上緑化調査	空中写真判読	1㎡以上の屋上緑化	所在地, 緑化面積, 箇所数
街路樹調査	既存資料調査	区内の都道、区道等 の街路樹	樹種, 本数, 延長, 管理区分
みどり率調査	空中写真判読 資料調査	1㎡以上の緑被地、 水面、公園	緑被率調査の結果よりみどり率の算出
緑地調査	空中写真判読 資料調査	みどりの基本計画 に示された緑地	緑被率調査結果, 資料調査から緑地の集計
緑視率調査	現地調査	調査地点〇箇所	地点毎に写真撮影し、写真内の緑の比率を 算出

(2) 多摩みどりサミット(仮称)の提唱

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」では、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して、温室効果ガスの削減やみどりの保全などについて取り組む事業で、平成 20 年度は、CO2 削減につながる活動の普及やみどりの保全と地球温暖化対策を推進するための連携体制構築、人々が環境を考え行動できる場の設定などを行っています。

稲城市は地理的に多摩川と多摩の横山を擁し、丹沢、奥多摩、狭山、秩父が東京都心を包む一端を担っています。東京がめざす広域的な都市の将来像として、環状メガロポリス構造1があるが、都市機能を中心とした広域連携に「みどり」を連携させ、緑・森林の保全管理を進めることは、東京都のみならず近隣地域の環境をも改善し、地球規模の環境改善にも寄与することができます。

稲城市は、多摩地域、丹沢地域、狭山丘陵地域の自治体及び川崎市など近隣の自治体と連携して、環境保全上有効な緑地を保護し環境保全をテーマに「多摩みどりサミット(仮称)」を提唱し、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を更に一歩進め、たおやかな自然環境の理念を希求し、心の道しるべとして制定された市民憲章をいかすべきと考えます。

¹ 環状メガロポリス構造:東京圏全体を対象とし、必要な都市機能を適切に配置するとともに、とりわけ環状方向の都市と都市との結びつきを重視して、交通網の整備を進めるなど、東京圏全体の効率的・効果的な昨機能連携の実現をめざすもの。

提言 14 みどりの源である「森林」の保全・管理を進める

(1) これからも大切な森林を残す

稲城市は東京都の中でも比較的都心に近い位置にありますが、そうした条件を考慮したならば驚くほど豊かな森林が残っている地域です。稲城の最も重要な長所としてこのような豊かな森林の存在とこれらの豊かな森林を可能な限り広い面積で、なおかつ可能な限り良い状態で残していくことが大切だと思います。

(2) 今、市内の森林はどんな状況にあるか

稲城市内の主な森林の5種類の状況とその所有、利用、植生について

Α	稲城中央公園や城山公園などの都市施設としての公園緑地
В	大麻止乃豆乃天神社周辺や穴澤天神社周辺、妙見尊周辺など6ヶ所の自然環境保全地域としての社寺林
С	米軍多摩サービス補助施設地区
D	多摩カントリークラブおよびよみうりゴルフクラブ、よみうりカントリークラブ内の森林
Е	三沢川右岸の丘陵地の森林

以上のうち、最も消失の可能性が大きいのは三沢川右岸の丘陵地に残存する森林です。

まず、市域の最も東側にあるのは南山東部地区です。この地区では現在、区画整理事業が 進められており、都市公園として奥畑谷戸公園の設置が計画されています。また保留地の一 部を府中市と稲城市の共同墓苑とする計画もあります。

次に南山の西部地区です。この地域はかつて南山全体での区画整理が計画されていましたが、最終的には南山東部に限定しての区画整理となった経緯があります。稲城市の都市計画マスタープランでは、この地域は奥畑谷戸公園の西側の丘陵地が宅地、その西側の谷戸部分はコミュニティ保全緑地と位置づけられていますが、今のところ具体的な取り組みは市当局には存在していません。

その西側、駒沢女子大学と高勝寺坂の間の清水谷戸地域は、都市計画上では市街化調整区域に変更される予定となっています。また、現在、地主さんの好意によってお貸しいただいている「小田良の里」は「小田良谷戸公園」が都市計画決定されています。清水谷戸緑地と小田良谷戸公園予定地の間は、一部農地を残して宅地・市街地化される方針です。

市内の森林を植生面から見ると、次のようなことが言えると思います。

十分な管理がなされている落葉広葉樹主体の雑木林 ¹	A・C・D および小田良の里
一定レベルの管理がなされている常緑広葉樹主体の雑木林 ²	В
管理が殆どされておらず、落葉広葉樹林から常緑広葉樹林に 移行しつつある雑木林	E(小田良の里は除く)

^{1:} コナラやクヌギなどが中心の雑木林。森林内の見通しは良好で、散策して楽しむには最も適している。市内では中央公園の南側の雑木林が典型。

^{2:}シラカシやシイが中心の雑木林。照葉樹林とも呼ばれる、森林内は薄暗く、一般的には「神聖さ」を感じる森林とされる。いわゆる「鎮守の森」のこと。また、縄文時代の日本列島もこうした森林に覆われていたと考えられている。

(3) 今後の市内の森林のあり方

① 問題は三沢川右岸の丘陵地

(2)で概観した市内の森林のうち、ABCDについては、所有形態・利用形態のいずれにおいても安定していると判断出来ます。一方、Eに関しては南山東部土地区画整理事業を巡る議論の経験を踏まえ、市と市民が一致団結して森林保全に取りくんでいくべきであると考えます。

具体的には、清水谷戸緑地の市街化調整区域への変更を確実に行うこと、小田良の里については早急に都市公園の実現に向けた実務を開始することがまず挙げられます。次に南山西部地区についてですが、この地域は丘陵部と谷戸の全体を都立公園化できないだろうかとの提案が出されました。この地域は稲城駅から至近距離にありますから、60 ヘクタール弱を「都立稲城里山公園」として保全出来たならば、観光資源としても非常に魅力的ですし、また稲城市の象徴かつ原風景を保全する場として、市民の誇りとなるでしょう。ただし、その実現には極めて高いハードルがあります。現実的には、市の予算の中から少しずつでも南山西部の土地を買い入れていくことを考えるべきであり、そうした費用をいかに捻出するかの議論の開始を併せて提案いたします。

まとまった森林として残さずに市街地化する場所でも、可能な限り樹木の豊かな市街地とすることが望ましいとの意見も出され、そのコンセプトとして提唱されたのは「森林か市街地かの二者択一の議論ではなく、森の中に街を創るという考え方を」というものです。

居住地と非居住地を区分するのではなく、例えば稲城の周辺部は自然に敬意を払いながら人の居住を受け入れるエリア、中心部は多くの人の居住を受け入れるエリアとするもので、当然周辺部に行けば行くほど人の密度は低くなり、言うなれば、空間密度の違う市街地がグラデーションされているような都市像が想定されます。

ひとくちに森林と言っても、どのような樹種が生えた森とするかによって、景観や森林 内での人間活動のありようは大きく変化します。前出 ABCD に関しては、現状の植生のま まで問題無いと考えます。

一方、奥畑谷戸公園、小田良谷戸公園、清水谷戸緑地の三つの緑地については、計画的な植生の誘導が必要になってくるでしょう。落葉広葉樹を中心とした雑木林が望ましいとの意見が提出されましたが、これを実現するには相応の費用負担が発生します。稲城市域の植生は本来シイ・カシ類の常緑広葉樹が優勢であり、現に南山の二次林のほぼ全てが落葉広葉樹林から常緑広葉樹林に移行しつつあるからです。落葉広葉樹林を維持するには丹念な下草刈りと間伐が必要です。近隣の同種の公園の事例から推測すると、ボランティアを活用したとしても奥畑谷戸公園の5へクタールで年間500万円程度の経費が必要。

このように考えた時、限られた資金によって可能な限り多くの 森林を残そうとするならば、当面、前出 E に含まれる全ての森林 の植生を落葉広葉樹林とすることは、断念しても良いのではない



落葉樹を主体とした雑木林の例 (城山公園)



潜在自然植生の例 (東高根森林公園:川崎市)

でしょうか。例えば落葉広葉樹林は奥畑谷戸公園南側と小田良谷戸公園の一部に限り、それ以外のコミュニティ保全緑地は潜在自然植生に誘導することも考慮すべきかと思います。落葉広葉樹林ではなく潜在自然植生である常緑広葉樹林を採用した結果、資金には余裕が出来ます。この資金は緑地の買い入れに用います。

② 森林の管理のありかた

現在、市内の公園の管理はグリーンウェルネス財団が指定管理者として一括で請け負っています。ですが、特に南山地区については意欲的な NPO が幾つか活動を展開していることもあり、将来的には市内の公園の管理をそれぞれ別の団体に委託していける状況が生まれるのではないかと思われます。

また、現在既にアダプト制度による市民参加の管理も始まっていますが、今後は奥畑谷 戸公園や小田良谷戸公園の森林の管理についても、ボランティアの活用が必要となってく るであろうとの意見が出されました。

③ 管理のための資金

私たちが南山東部土地区画整理事業を巡る議論から学んだのは、森林を保全するには莫大な費用がかかるという事実でした。稲城市によれば、南山東部地区を全て買い取るならば、250億円という市の一般会計に匹敵するお金が必要だといいます³。

ですが、豊かな森林は稲城市の貴重な財産ですし、それについてはきちんとお金を出してでも守っていくべきだとの意見がありました。その最も手っ取り早い方法は、一般会計中に占める緑地関係の予算額を増やすことです。ただし、どこかを増やせば必ずどこかを削る必要がありますから、他の部門の予算を減らす代わりに緑地の買い入れをするというような選択を私たちが受け入れられるかどうかをきちんと考える必要があります。

一般会計に占める緑地関係の予算額増額以外の具体的な手法については、他市区において先進的な事例がありますので、これを稲城市に置き換えつつ、以下の五つを紹介します。また、この他にも「ふるさと納税(寄付金税制」)」を活用している自治体もあります。

《住民参加型ミニ市場公募債》(参考:八王子市)

八王子市の「八王子みどり市民債」を参考に、稲城市でも市民を対象にして市債を発行し、資金調達を行うという案です。八王子市では 2005 年に 10 億円の市債を年利年 0.73%で発行して、市内の斜面緑地の緊急取得費に充てました。稲城市と八王子市の財政規模から考えると 10 億円という額は不可能ですが、1 億 5000 万円程度なら考慮に値すると思います。利率は極めて低く抑えます(0.1%程度)。つまり、市民の金融資産のうち、向こう 5 年間は使う予定が無いものをほぼ無利子で市に貸し付け、その資金で緊急性の高い緑地取得を行うというものです。

^{3:}南山東部区画整理組合では、区画整理事業が始まった現在では現金 400 億円でも南山東部の一括取得は無理であろうとの意見をいただきました。

《法定外目的税(「稲城緑地整備税」仮称 など)》(参考:横浜市)

横浜市では、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、「横浜みどり税」として 横浜市市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例を定め、並びに固定資産税及び都市計 画税の特例措置について定めることを目的として、横浜みどり税条例を制定しています。

稲城市でも、例えば年間で 1 億円程度 4を目安に市民から法定外目的税 5 として「稲城緑地整備税」を徴収し、その税収の全てを公園用地の取得、特に三沢川右岸の森林の取得に使うというのはどうでしょうか?私たちはこれまで、三沢川右岸の丘陵地の森林の良好な景観を享受してきました。これは無償どころか、それらの土地を持っている方々はヘクタールあたり 100万円以上の固定資産税や都市計画税を市に納めた上で、さらに森林の環境調整作用や景観という貴重な価値をも、私たち市民に提供してきてくださったのです。これは、これからも良好な景観を享受し続けていくための負担を市民全体で分かち合おうとするものです。

《市民ファンド》(参考:世田谷区)

「世田谷まちづくりファンド」は、区民の創意と工夫にあふれたまちづくりを促進し、だれもが安心して暮らせる人間性豊かで魅力的なまちを創造することを目的として、区民・企業・行政の三者から寄付や資金を集めて、大きく育てていくことが構想されています。

市民の寄付金によって基金を作り、それをもとにして市民緑地 ⁶ を増やしていくというものです。そこで、ファンド事業をグリーンウェルネス財団で行えないかなどの意見も出されました。

《緑のリバースモーゲージ》(参考:武蔵野市)

武蔵野市では、福祉資金貸付事業として実施しているもので、リバースモーゲージとは、 持ち家などの居住用資産を担保にして、自治体や金融機関から生活資金を受け取る形で融 資を受け、死亡したときに担保物件を処分して借入金を一括返済するしくみです。

緑のリバースモーゲージはこれを応用したもので、担保物件を山林や農地とし、市と地権者が一定期間の金銭消費貸借を結び、期間満了後、市が山林や農地を取得しようとするものです。

《市内の小売業との連携による地域通貨》

大型のスーパーや小売業などでは、ポイントカードシステムによる「ポイント券」を発行しています。スーパーなどと協力して、この「ポイント券」を市内緑化の為に使えるようにする(ポイント券 1 枚あたり市内緑化資金 100 円をスーパーなどが提供するなど)というものです。

^{4:} 概ね市民一人あたり年間 1000 円です。

^{5:}自治体が独自に創設する税金のこと。

^{6:}私有地を一定期間、市で借り上げ、市の負担で維持管理を行う制度。地権者に対しては森林の維持 管理費用が不要になる、税金面で優遇されるというメリットがある。市民緑地となった場所は原則的 に開放され、誰でも入ることが出来る。

(4) 具体化の方策

① 「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」の積極的な運用

稲城市には都条例に定める自然環境保全地域、里山保全地域、緑地保全地域、歴史環境保全地域、森林保全地域のいずれの保全地域も指定がないのが現状です。条例の積極的な運用をはかり、里山保全地域、緑地保全地域を指定し、里山の景観を保てるよう人が手を積極的に入れていけるようにすることが重要です。

市内では「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」による自然環境保全地域が、現在 6 箇所指定されています(平成21年3月31日現在)。歴史的風土を代表する社寺林は当該指定地のみならず範囲の拡大に努める必要があります。

また、保安林や保全地域にされた地域では、市民ボランティアを募り、保全活動をおこなうとともに保存樹木(平成21年3月31日現在:240本指定)を増やすことが望ましいと思われます。

② 都市林(市民の森)の設置

本来の緑の自然の中で、オオタカなど確認されている野鳥、昆虫、野草などの動植物が イキイキと生育生息させることができるような空間をつくり、市民が四季折々に触れ合う ことができるような森をつくることが望まれます。

また、子どもの誕生に記念品として市から苗木を贈ることで、苗木の生育をつうじて市 民が緑に親しみ、自然の豊かさ大切さを育むことが可能になります。植樹が困難な家庭に は、市民の森を利用して植樹していくなどの方法が考えられます。

③ 都市公園を増やし有効な緑地を確保

返還後の米軍多摩サービス補助施設は、都心から近いという立地を生かし、都民の自然と触れ合える憩いの場として都市公園として、森林緑の保全・管理をするなどが考えられます。

提言 15 地域の自然環境にマッチした

「河川のみどり」づくりを目指す

当市内には、一級河川の多摩川、三沢川、三沢川分水路や準用河川の大丸谷戸川等の法定河川とこれらの河川に流れ込む上谷戸川等の普通河川、それに平坦地域(大丸、東長沼、押立、矢野口)に網の目のように存在する大丸用水系を合わせると多くの河川・用水が流れています。一方、これらの河川等については、治水機能・親水機能等の基本的機能の向上促進を従前より求めてきており、そこで、この度、自然環境に配慮しながら親水機能の向上を目指す「多自然型川づくり」の一環として『河川のみどり』づくりについて、提言をさせて頂きます。以下、主な河川、用水路の概要及び『河川のみどり』の現状は下記のように見受けられます。

(1)河川の概要と『河川のみどり』の現状

① 一級河川 多摩川(国土交通省管理)

【河川概要】

多摩川は、その源を山梨県塩山市の笠取山に発し、支流を合わせながら、東京都の西部から南部へ流下し、中流部で当市の北端沿いを流れ、大田区羽田において東京湾に注ぐ、流路延長 138kmの一級河川多摩川水系の本流です。現在、治水や地震対策の強化と河川環境の向上に役立つ「スーパー堤防」の整備が各所で進んでおり、当市側では、下流側の「矢野口区画整理地区」及び上流側の「稲城北緑地公園」から是政橋までの区間で、整備が済んでいます。

【『河川のみどり』の現状】

下流から順に、多摩川原橋直上流の高水敷には「多摩川緑地公園」があり、その上流では、高水敷いっぱいにアカシヤが長く帯状に自生しており自然景観を満喫できます。 さらに、上流のスーパー堤防敷は、「稲城北緑地公園」と「大丸第二公園」になっており、桜等の樹木や芝生で緑化されています。また、そこから上流是政橋までの区間の堤防には桜並木が続いています。

以上のように多摩川とその周辺では、緑化が比較的進んでいて市の「多摩川緑地散策コース」として市民の憩いの場になっています。

② 一級河川 三沢川 (東京都管理)

【河川概要】

三沢川は、神奈川県川崎市黒川にその源を発し、当市の坂浜に入り、そして鶴川街道沿いに流下して、矢野口内の京王相模原線下流約 60m で再び川崎市に入り多摩川に合流する多摩川水系の一級河川で、流路の全延長は 10.2km で、うち当市内の流路延長は 5.7kmです。一方、河川整備事業(1時間 75 ミリ対応)については、昭和 56 年度に事業開始し、これまでに下流の都県境より上流新きさらぎ橋(坂浜地内)の区 間 3.8km についての整備が済んでいます。さらに、上流の未整備区間約 1.6km については、今後とも東京都において整備事業が進められます。

【『河川のみどり』の現状】

三沢川の既整備区間(下流都県界〜新きさらぎ橋)については、 周辺の豊かな自然環境に配慮した「多自然型川づくり」の一環と して『河川のみどり』づくりが進められてきました。

特に、矢野口地区の矢野口橋上流左岸側の区画整理事業地に隣接した区間では、緩傾斜の親水護岸にして、法面全体に芝生を張り、天端には樹木が植えられ緑化されています。また、上流の市役所裏側の左右岸の河川管理用通路には、美しい桜が続いており4月のお花見時には、例年、様々なイベントが催されています。さらに、上流の鶴川街道の東橋までの区間においては、旧川敷を取り込みそこに各種の植栽が施されています。



三沢川の現状

東京都では、これからも上流の未整備区間についての「多自然型川づくり」に積極的に 取り組んでいき「川のみどり」の促進に努めることになっています。

③ 準用河川 大丸谷戸川 (稲城市管理)

【河川概要】

大丸谷戸川は、多摩市連光寺に源を発し、本市大丸地区に入り川崎街道に沿って流下して川崎街道の谷戸川橋から多摩川に向かって流れ、途中で流向を右方向に変えて多摩川に平行して流下し、「稲城北緑地公園」の南端で多摩川の本流に合流する、延長約 4.0km の準用河川ですが、大部分がブロック積護岸に河床コンクリート張りの三面張りになっています。

【『河川のみどり』の現状】

多摩川合流点から上流に遡ると順に「稲城北緑地公園」、「大丸第二公園」が左岸側にあり、その上流右岸側にも「大丸河原方児童公園」があり、これらの公園には河川沿いに桜の木が植えられています。そこから上流の稲城病院の上端までの区間は、大部分が暗渠になっていて、その上流の米軍の施設までは、川幅が狭く、これらの箇所での植栽は不可能な状況にあります。一方、最上流区間は、米軍の施設内を流れているため、普段、一般市民が直に川に接し親しむことが出来ません。

④ 普通河川 上谷戸川(稲城市·地元自治会管理)

【『河川のみどり』の現状】

上谷戸川は、丘陵地域の坂浜に発し、同地区内の谷間を流下して三沢川に合流する、延長約 1.5km の自然環境に恵まれた普通河川です。特に、上流部に位置する「上谷戸親水公園」は、地域環境の豊かな「みどり」と「親水」とが調和した、潤いと心安らぐ公園です。この公園の通常管理は地元自治会が行っており、市民向けの様々な学習体験も実施されています。

¹ 多自然型川づくり:河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する川づくりのこと。近年、水辺空間は、水と緑の貴重なオープンスペースとして、人々の大きな期待が寄せられている。

⑤ 大丸用水系(稲城市·用水組合·管理)

【用水路概要】

大丸用水は、長い歴史をもち江戸時代の元禄年間に遡りそれ以来、多摩川で取水した用水を管掘系・清水川系等の9水系の用水路(延長約12.1km)を通じて、平坦地域(大丸、東長沼、押立、矢野口)を網の目のように縦横無尽に流れ、この地域を潤してきた市のシンボルとも言うべき貴重な用水です。

【『河川のみどり』の現状】

当市では、「郷土をうるおし歴史をつくる大丸用水」の保全と進行する都市化に備えて、 緑豊かな街づくりを目指して、市のシンボルである大丸用水を活かした、延長1.12kmに亘 る細長い緑地の「大丸親水公園」が整備されています。また、同水系の押立掘では地元自治 会が「押立掘親水公園」の整備当初から参加主導し、整備後の日常管理も行っています。

(2)『河川のみどり』づくりについて

① 【河川のみどりづくり検討委員会】を設置し、住民参加の維持管理をしよう「河川のみどり」づくりは、「多自然型川づくり」と同様に、地域の自然環境に充分にマッチしたものが望まれます。このため、地域の自然環境(動、植物等)等に熟知した地域住民との合意形成による『河川のみどり』づくりが不可欠であり、この合意形成を目的に【河川のみどりづくり検討委員会】を設置し、さらに、情報公開等をしっかり行いオープンな委員会にすることが是非必要です。また、整備後の維持管理については、地域住民の生活の一部として、出来る限り住民が参加することが大切です。

② 「生活の中にある川」を目指そう

水辺は、市民の日常生活にあって、「心安らぐ場所」「心躍る場所」であることが望まれています。そこで、これからの「多自然型川づくり」は、川のみでなく、周辺の空間をも含めた整備を進めることが必要です。また、整備後に、目指した環境に適していなかったり、適さなくなってきた場合は、地域住民が中心となり積極的に改善策を示すことが大切です。

③ コンクリート護岸の三面張りはやめよう

大丸谷戸川や大丸用水路には、コンクリートブロック積護岸にコンクリート張河床の三面張りになっている箇所・区間が大変多く見受けられます。これは、生態系の保護にとって好ましいことではなく問題です。そこで、これからは、必要最小限の範囲に留めることにし、さらに、既設河床張りの取り壊しが可能な範囲については、出来るだけ早期に撤去改善を図ることが必要です。

提言 16 市民みんなでつくろう「楽しく魅力ある公園」

(1) 市内の公園・緑地は、量的・質的にもまだ十分ではない:現状と課題

稲城市の公園・緑地は、大小合せて140ヶ所以上あり、自然に恵まれた地として一見豊かのようですが、他市町村や海外などと比較すると、量的にも質的にも必ずしも十分とはいえません。

① 公園面積は約2倍に増加しているが:量的視点からの課題

平成 10 年~同 20 年の 10 年間で、①公園・緑地総面積、②人口1人当たり面積、③ 市の土地面積に占める公園面積の割合は、ほぼ2倍になりました。

しかしながら、人口 1 人当たり面積は、この多摩地区では武蔵村山市、多摩市に次いで3 番目。市の土地面積に占める割合は、多摩地区で9位、都内 23 区を含むと 20 位と中程度の状況です。

	緑地·公園面積	人口当たり面積	公園/土地面積の比率
平成 10 年	460,356 m ²	7.19 ㎡/人	2.56%
〃 20年	944,407 m ²	11.85 ㎡/人	5.26%
〈伸び率〉	2.05 倍	1.65 倍	2.05 倍

② 特色がなく、付属施設が不十分など公園の評価は低い:質的からの問題点

- ◆総面積に占める公園と緑地の比率は、58:42 と公園の割合が極めて低い。緑地は区画 整理や土地開発等により増加したもので、一般の公園などの景観や遊興などの役割とは 異なります。
- ◆また公園数は 142 ヵ所あるが、「公園総合調査による評価」(公園の面積、ベンチ・トイレ・ゴミ箱などの付属施設、遊具等の有無、樹木類の種類、野鳥・昆虫の生態状況、花壇、利用者数など)では、公園整備や付属施設も不十分で利用者も少ないなどと、極めて低い評価になっています。
- ◆市財政に占める公園費(公園建設や維持管理等) も、年間約 3~5 億円と減少傾向にあります。

稲城市 1.都市計画公園·緑地

2.その他の公園・緑地

	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	都市緑地	計	街区公園	都市緑地等	計	合計
公園数	16	4	2	1	5	28	51	63	114	142
m [*]	40,819	108,449	164,835	160,984	113,444	588,531	73,222	282,654	355,876	944,407
%	4.3	11.5	17.5	17.0	12.0	62.3	7.8	29.9	37.7	100.0

★公園総合調査による評価	評価5	評価4	評価3	評価2	評価 1	計(%)
多摩市(211ヶ所)	7.7	8.3	29	39	16	100.0
稲城市(142ヶ所)	2.8	5.6	15.3	27.7	48.6	100.0

③ 公園の目的や役割を再確認し見直す

そこで、今後の公園づくりにあたり「公園の目的・役割」をあらためて再確認し見直す 必要があります。

- ◆都市公園の目的・役割である、「都市環境の改善、都市の防災空間、レクリエーション・コミュニティ活動の場、動植物の生息・生育空間、地域活性化の拠点」などについて、市内の公園は必ずしも充足されておらず、また特色や目標を定めた公園づくりにはなっているとは言えません。
- ◆また都市公園とは、「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、 陳列売店、駐車場など」を備えた敷地とされており、これらの点についても十分とは言えません。
- ◆更に、稲城市には自然公園はほとんどありません。いまある自然を守り一層みどりを育てるためにも、『優れた自然の風景地で、動物や植物などの宝庫。日常では体験できない「うるおい、やすらぎ」を与えてくれる。登山、キャンプ、自然探勝、自然観察などの野外活動に最適』などを目指した自然公園を創出していく必要があります。

多摩市では、「桜並木や花菖蒲が美しい公園、散策が気持ちいい緑地・公園、里山・雑木 林の風景が美しい公園・緑地、夏は水遊びができる公園」など市民に親しまれる公園づ くりを行っています。

また、10年前に策定された「稲城市・緑の基本計画」には、本来の公園の役割や市民が楽しめる公園・緑地について、残念ながら具体的な施策の提示はほとんどありません。

(2) 楽しく魅力ある公園づくりを!:目標と具体的諸対策

今後の市内の「公園づくり」は、「みどりの基本計画の推進」の一環として、市民にとって最も身近でかつ重要な課題です。このためにも、「公園の保全、創出、管理・活用」の目的実現に向けて、「計画、規制、誘導、事業」などの体系的観点から各手段、特に緑地の保全を含めた都市公園の計画と事業の実行が強く望まれます。

そこで、今後の稲城市の公園づくりについては、以下の目標並びに諸対策を進めたい。

① 公園の面積等を現在の約2倍に増やす

1:公園面積/土地→10%

2:1人当たり公園面積→20 ㎡/人

3:都立公園をつくる(要申請)

- *1.2の目標は、当市の人口増加を含めて、概ね現状の公園を倍増する必要があります。
- *この目標値は、欧米の現状に近づき、我が国の 21 世紀目標値(国交省)の達成を目指すものです。

・米国・ニューヨーク 29.3 ・英国・ロントン 26.9 ・独国・ヘルリン 27.4 ・オーストリア・ウイーン 57.9 (単位:㎡/人)

•東京 23 区 2.9 ·仙台市 10.9 ·名古屋市 6.8 ·神戸市 16.8 ·全国平均 8.5

② 殺風景な公園から、市民が楽しめる公園に変える

- ・公園の目的・役割について、都市公園や自然公園に示されている、特に「花壇、植物園、 動物園、陳列館、売店などの配置、及びキャンプ、自然探勝、自然観察などができる場」 としての公園に変える。
- ・市民が楽しめる、また市外の方々を招致できる、特色のある・魅力ある公園を多くつくる。

③ 公園の目的・機能を活かした公園づくりの具体策を推進しよう

これからの公園は、自然林公園、里山公園、水の公園、遊具がたくさんある公園など、住みやすさ、楽しさ、安全性などを演出するもので、具体的には、「都市防災」「都市環境の保全・改善」「都市景観」「健康・文化・交流・レクリエーション空間」「精神的充足」など、市民にとって有効な機能も備えた公園づくりを期待します。今後稲城市は都市化が一層進むことが予想され、みどりや自然を保全し創出する施策が一層重要となります。具体的には、市と市民が一体となって考え、実行することが第一です。

《市民みんなで、"私たちの公園"をつくっていこう》

- ・公園の新設・改造等に、計画段階から市民が参画し、市民のための公園をつくる。また 公園の建設・改造・管理等に市民の手を借りる。「公共施設のアダプト制度」を更に拡充 し活用する。指定管理者制度や専門業者による質的向上や対費用効果向上を目指す。
- ・市民と共に他市町村の公園を視察し、公園・緑地の改善や新しい提案をする。

《里山の都立公園化、そして特色のある魅力ある公園にしよう》

- ・地権者の意向を前提として、南山西部地区を都市公園・緑地計画として事業化し、市内初の都立公園「(仮称) 稲城里山公園」(自然公園) として整備する。 里山を愛し自然を楽しむ、また多摩地区の観光地としての公園づくりを目指す。
- ・ヤギ・馬・狸などがいる「動物公園」をつくる。そしてオオタカも育つ環境を目指す。
- ・各世代が楽しみ心休まる特色のある公園をつくる。幼児向き(遊具のある公園)、児童・若 者向き(自然観察)、家族向き(ハイキングやキャンプ)、中高年向き(散策や花壇・果樹の お手伝い)など
- ・稲城の特産物である梨などの畑地に花壇や園路を含む「果樹園公園」をつくる。
- ・多摩川や三沢川・大丸用水など川と遊べる「河川公園」をつくる。
- ・その他、「古民家のある公園・緑地」、「釣りができ・蓮花咲く池のある公園」(東長沼地区)、「神社のある公園」(大丸地区など)、「雑木林のある公園」(尾根幹線)、「大丸用水公園の改善」、住民生活に密着した「市街景観公園」(南山開発地区)などをつくる。

《公園に係わる予算を確保すると共に、条例等を整備する》

上記の実現のために、必要な予算(公園費等)を確保すると共に、公園拡充・利用活性化に向けた条例等の整備や具体的施策等を盛り込んだ中長期計画や方策等の提示が望まれる。 *公園等に関する法・条例:自然公園法、都市公園法、都市緑地保全法、稲城市立公園条例など

提言 17 緑視率の向上・豊かな生態系・建物など 「市街地の緑」を大切に

ここでは市街地における緑のありようについて考えてみたいと思います。"市街地の緑"とは、農地でも森林でも公園でもない場所にある植物のことです。たとえば街路樹や中央分離帯の植樹もそうですし、学校、大規模商業施設やゴルフ場、マンション、戸建て住宅などにもなにがしかの植物は植えられています。また、稲城では丘陵地を宅地に造成すれば当然、のり面に何かの植物を植えることも可能となります。

そういった様々な緑についても、積極的にまちづくりに活用していくために、私たちは次 の三つの考え方を提案したいと思います。

① 積極的な緑の創造と維持

農地や森林が集中している地域(南山や小田良地区)以外にも積極的に緑を創造・維持していくという考え方です。何故ならば、平均的に緑が散在する市街地は、そうでない市街地よりも生態系が豊かであるという研究があるからです。この為には「土地利用形態の混在化(宅地なら宅地、農地なら農地で固めて配置しない)」「学校や大規模商業施設、宅地、マンション敷地の緑被率の向上」が必要となります。

② 生態系の成立

同じ緑地を作るのでも生態系に配慮し、なるべく豊かな生態系が成立するような緑地にすべきだという考え方です。例えば造成された宅地ののり面全体に芝生を張って、ところどころに立木を植えるというような風景を見かけますが、いっそのことそうした斜面には落葉広葉樹を植えて、多摩丘陵の里山の風景を再現してみたらどうでしょうか?

③ 市街地の緑視率アップ

市街地の緑視率を上げるという考え方です。パッと 街並みを見た時に、なるべく多くの緑が目に入るよう なまちづくりをすれば景観上も好印象ですし、夏期の 気温上昇¹を和らげる働きや、大気中の二酸化炭素をバ イオマスとして固定化する働きも期待できます。理想 的なのは「森の中に市街地がある」ような状態(自然 とまちの共存)です。



緑視率が高い市街地の例 (向陽台小学校の裏の道)

^{1:} 夏期の気温上昇の最大の原因は輻射熱ですが、最大の輻射熱の発生源である舗装道路と家屋の間に 樹木を植えるだけでも、室内の温度は1度以上低下します。家屋と道路の間に75 センチの幅があれば、これは可能です。また、集合住宅のベランダに夏期につる植物を栽培することも、室内への輻射熱の進入防止に有効です。加えて植物は葉からの水分の蒸散により、周囲の気温を下げる効果もあります。

【個別の政策提案】

- ・ ニュータウン内の空き地については花でも野菜でも良いので、使い道が決まるまでは何か 積極的に植物を植えて景観を形成すべき。いざ地主が何かやりたいとなった時には速やか にグリーンウェルネス財団などが伐採すれば良い。
- ・ 尾根幹線の中央分離帯やニュータウン内の空き地などは、ススキやセイタカアワダチソウが繁茂している荒れ地と化していて見栄えが悪い。尾根幹線の中央分離帯については雑木林を作り、二酸化炭素の吸蔵と景観形成に役立てるべき。将来的に中央分離帯に何か作るとなれば、伐採しても構わない。そもそも雑木林は定期的な伐採こそが本来の姿である。
- ・ 竪谷戸大橋周辺の尾根幹線など、芝を貼って緑色にはなっているけれども、生態系として は極めて貧弱で景観的にも面白みが無い。これは南山東部の区画整理地区にも言えること であるが、芝と植え込みで見かけ倒しの緑地を作るのではなく、ナラやシラカシ、アカマ ツなどを植えて雑木林を増やすべき。
- ・ 屋上緑化、壁面緑化は市としても補助金や減税などで政策的に誘導していくと共に、理念、 金銭上のメリットの両面から積極的に政策の周知を図るべきである。その際、ビルのオー ナーやマンションの管理組合に市の制度を説明するに留まらず、その種の施行を得意とす る設計事務所や先行事例の紹介まで行える人材を併せて育成することが望ましい。
- ・ 南山東部地区に造成される宅地は、樹木を積極的に利用した屋外環境のコントロールにより、「真夏でもクーラーが要らない街」を作ってはどうか。「森林を残すか、宅地にするか」の二者択一の議論ではなく、「森の中に街を創る」という新しい発想を。その先駆事例としては世田谷区内の「経堂の杜」「欅ハウス」があるが、住宅街全体を同様の発想で造った例は無い。上手くいけば、先進的な事例として稲城市の名が日本中に知れ渡ることになる。
- ・ 既存の市街地についても「街の中に森を創り出す」作業を進めるべきである。具体的には 定期的なワークショップの開催により、市民に「緑化による屋外環境のコントロールの効果」「具体的な方法」を学んでもらうという手段が考えられる。市内に2軒ある大型ホームセンターに協力を仰ぎ、ワークショップを共催するのも良い。
- ・ 市立学校の敷地内における積極的な緑化を推進する。具体的には将来的に大木となるよう な樹種を植え、学校の敷地内に小さな森を創る。

提言 18 緑の「景観の質と量の向上」を目指し、保全・創出する

皆さんは、「稲城の景観」と言われて、何を思い浮かべるでしょうか。稲城は多摩丘陵の先端部と多摩川低地が出会う場所にありますから、平坦部に点在する梨畑、そびえ立つ南山や丘陵部に築かれたニュータウンの街並み、その隙間を縫うようにして流れる谷戸川など、変化に富んだ風景を見ることが出来ます。丘陵と平地のコントラストが、稲城の風景の基本的な部分を形作っているとも言えるでしょう。

しかし、これら稲城を特徴づけている景観の多くは、計画的に保存されているわけではありませんし、計画的に創り出されているわけでもありません。稲城市には、景観基本計画というものもありますが、現状ではあまり有効に機能していません。

ですから、これから私たちは、稲城の価値ある景観を守り、あるいは価値ある景観を生み出していくために、これまで以上に意識的に景観形成を進めていく必要があると考えます。

計画的に景観を形成してゆくためにはどのような手法が考えられるでしょうか。まず必要なのは、私たち市民が「どのような景観を好ましいと思うか」「どのような景観を残していきたいか」「どのような景観を創り出していきたいか」をきちんと考えることです。

次に、市民的な調査と議論によって形成された合意に基づき、景観を守る・創造するため の仕組みを考えていかねばなりません。

《既存の政策》

稲城市では平成 10 年 3 月に「稲城市景観基本計画」を発表しています。しかし、この計画がその後の街作りにどの程度生かされたのかは、稲城市が公開している文書類を見回した限りではよくわかりません。また、景観基本計画策定に関わった委員 10 名中、市民代表は3名(平尾・押立・向陽台在住)と非常に少ないですし、その後、若葉台が大きく発展したこと、これから南山東部地区に新しい住宅地が誕生すること、鶴川街道の新道や尾根幹線、川崎街道など市内の幹線道路の整備も進んだことなどを考えますと、今一度、景観についての市民による議論を行っても良いのではないかと思います。

また稲城市では地区計画を定めている地区が多く、これら地区計画の中には建物の意匠 や外構の設計まで詳細に規定があるものも少なくありません(向陽台・若葉台などのニュ ータウン地域)。しかしながら、百村地区のように景観に関する規定が殆ど存在しない地区 計画もあり、市域全体の良好な景観形成という観点から考えるならば、こうした地区につ いてもより踏み込んだ地区計画の策定が望まれるところです。

また、これら地区計画は基本的にその地区内における景観を問題としている為、「遠くからその地区を見た時にどう見えるか」「市域全体の景観にどのような影響があるか」ということは、あまり考慮されていないようです。

美しい稲城の景観をつくろう

① 市民参加で稲城の「優れた景観」を探す。

例えば1年間かけて月1回のワークショップを開催し、皆で稲城の「優れた景観」を探し てみるというのはどうでしょうか?

先駆的な取り組みとして、世田谷区が「世田谷風景づくり条例」によって集めた「地域風 景資産」という事例もあります。

「景観探し」の際に役に立つ視点として、以下のようなものを示しておきます。

《景観の三要素》

- ・近景…草花を見ること、散歩をしていて身近に感じられる風景、家庭菜園や庭などとい った、ミクロな視点を持った風景。
- ・中景…街並みや公園、あるいは、街路樹・道路といった、生活圏内で意識される風景。
- ・遠景…南山のスカイライン、若葉台みはらし公園における眺望、ランド坂から眼下に広 がる夜景など、遠くに見える風景。



近景の例(向陽台の住宅街の並木 につくられたキツツキの巣穴)



近景の例(南山の梅畑)



中景の例(坂浜の棚田)





遠景の例(南山から見た向陽台) 遠景の例(城山公園から見た国分 寺崖線)

《景観の連続的な変化》

景観というものは、ある瞬間にあるひとつの地点に立ってその風景を見るだけにとどま りません。例えば、ある地点から見える風景が、一日の時間経過や季節の移り変わりによ って、様々に様相を変えるということがあります。そうした「時とともに変化していく、 優れた風景」を探すことも大切です。

また、移動しながら見ることで楽しめる風景というものもあります。例えば、散歩をし ている間に目に映る風景は変化していきますし、多摩川沿いの道や尾根幹線を自転車で走 れば、さらにダイナミックな風景の変化を楽しむことも出来ます。

《地域の文化と景観》

地域の文化と景観は深くつながっています。例えば稲城の果樹栽培という文化は、点在する果樹園という稲城を代表する景観を生み出していますし、丘の上に広がるニュータウンという景観も、現代の郊外生活という文化とつながっています。稲城とはどんな土地なのか、この土地の文化とは何かを考えていくと、大切にすべき景観はどれなのかが見えてくるでしょう。

《音風景》

カナダの前衛音楽家、ピーター・マリー=シェーファーが 1970 年代に考案した概念に「音風景(サウンドスケープ)」というものがあります。ある場所に身を置いた時に聞こえてくる音の重なり合いを一つの「音楽作品」と考えよう、というのがもともとのアイデアなのですが、ここではもっと単純に、「稲城市内で聞くことが出来る、素敵な音」を探してみるというので良いかと思います。

② 景観を残す・創造する方法を考える

「景観探し」ワークショップに続き、「景観保全・改善」のワークショップを開催しては どうでしょうか? 「あの斜面緑地に大きな地下室マンション ¹が出来たら台無しだね」と か、「この農園が無くなったら困るね」というように、それぞれの景観が置かれた状況は異 なっているはずです。そこで、既存の地区計画や用途地域の勉強などもしながら、良い景観 を残したり創り出したりするには、どうすれば良いのかを考えるのです。この段階では地主 さんや市の職員さんとの連携も不可欠となってくるでしょう。つまり、このワークショップ は市民が行政や地権者との間で協力しあいながら、合意形成を目指す場にもなるのです。

③ 制度化と組織化

こうして議論を重ねた後に、その議論を生かして実際に景観の保全や創造に取り組む段階に入ります。この作業もまた、市民と行政の協力によって進めていく必要があります。 条例や地区計画など、制度を整備することで守られるものもあれば(緑地や街並みなど)、 自治会や NPO など市民の手で守られるもの(大丸用水や上谷戸親水公園のホタル)もあるでしょう。

以上のようなプロセスにより、稲城市の景観の保全と創造を進めることを提案します。

提言19 お金・労働・知恵で農家を支援し、

「農地を維持・育成」する

稲城は、その名前の通り、かつては水稲栽培を中心とした農村地帯でした。明治 22 年に 矢野口・東長沼・大丸・百村・平尾・坂浜の六つの村が合併して一つの村となったわけです が、その際にこの新しい村の名前として考案された「稲城」という地名自体、この地域が米 の産地と考えられていたことを示唆しています。

しかしながら、明治半ば以降、水田を梨畑に転用する動きが加速し、現在では市内に水田は殆ど残っておりません。2005年の統計では、市内の農地合計 113 ヘクタールのうち水田は8 ヘクタール、葉物野菜や根菜などを作る畑が41 ヘクタール、梨や葡萄を作る果樹園が64 ヘクタールとなっています。また、農地そのものも一貫して減少傾向にあり、近年では毎年 28,000 ㎡ほどが宅地に転用されています。

① 価値観の転換を

たしかに経済的な尺度(その土地からどれだけの収益が上がるか)という観点で考えた場合、稲城市内の農地が宅地に転用されていく現状は合理的なものです。ですが、少なくとも市民会議においては、こうした現状には歯止めをかけなければいけないとの意見が大勢を占めました。

農地には「多様な生態系の維持」「良好な景観・空間の構成への寄与」「稲城という土地のアイデンティティの拠り所」という、経済的な価値以外の各種の価値が存在しています。

具体的に説明しますと、まず農地には宅地よりも多様な生物が棲んでいますが、こうした豊かな生態系の維持は、私たち人間を含む生態系のバランスの維持に寄与していると考えられます。また、農地には必然的に数多くの植物が植えられますから、これらは景観資源としての価値を持ちますし、また適度に農地と宅地が混在する空間は、人間の生活空間としても好ましいものと言えるでしょう。更に言うならば、水稲栽培は稲城という土地の名前を生み出したという点で、稲城という自治体の歴史の原点と言えますし、また「稲城」の名を冠した梨が私たち稲城市民の誇りとなっていることも疑いの無いところです。

そこで私たちが提案するのは、農地の価値を計る際の尺度を増やそうということです。 お金になるか、ならないか、だけではなく、そこに農地があることで市民の生活がどれだ け豊かなものになるかという観点から、農地の価値を考えていくのが良いと思います。

② 多彩な支援

ここで問題となるのは、それでは農地の保全を所有者(=農家)のみの責任とするべきかという論点です。これについては、否という結論が出されました。多様な価値を農地に認めるのであれば、その保全については市と市民全体が責任を持つべきなのです。

それでは、どんな形での支援が必要なのでしょうか?

私たちは「お金、労働、知恵」の三つの側面から農家を支援していくべきだと考えています。 まず「お金」については、単純に現金を個々の農家に渡すような政策ではなく、農業の 継承を容易にするような制度の運営に資金を回そうということです。 例えば、梨の生産技術の習得には足かけ 10 年程度かかると言われていますが、一方で 現在の市内の梨農家の経営規模では、親子 2 世代の家計を支えるような収益は期待出来ま せん。つまり、どこかの時点で子世代が他の仕事から梨農家に転業し、先祖代々の梨農園 を継承する形になりますが、その技術の移転に 10 年間かかるとしたら、これは梨農園継 承への高いハードルとなります。あるいは、新規就農への意欲はあっても農地の確保や農 業技術の習得への不安があるというような方が市内におられるのかもしれません。ですか ら、市内の農家の方々を講師とした農業技術習得プログラムを運営したり、実効性のある 農地斡旋システムを構築したりすることにお金を使うということが考えられます。この場 合、投入された市の財源は全額市内に落ちるわけで、市の経済にも悪い影響はありません。

次に労働における農家の支援という問題に移ります。具体的には NPO を媒介とした「援農」ということになります。ここで重要なのは、こうした労働力支援を単なる安価あるいは無料の単純労働力と位置づけないことです。 NPO として活動する人々が求めるのは「やりがい」「面白さ」なのですから、ここでは NPO 側からの労働力提供と、農家側からの「やりがい」「面白さ」の提供という構造が必須となります。その実現の為には、農家側における「やりがい」「面白さ」の発見を行い、現実的に機能しうる労働力/やりがい交換システムを考案・運営出来る有能なコーディネイターの存在が不可欠になるでしょう。

そこで最後に登場するのが「知恵」の面の支援です。市民が楽しみながら市内の農業を支援していくにはどんな仕掛け・仕組みが有効なのかを「皆で考える」。知恵を出し合うのです。その為には、対話の場が必要です。まずは、この問題に興味を持つ市民がどんどん農業の現場を見に行って沢山の対話を行いながら、何をどうしたら稲城の農業が面白くなるのかを皆で考えるのです。

【具体的提案】

ここでは幾つかの具体的提案を紹介します。

《市民農園の拡充》

市内の農地が年々減少している一方で、市民農園の利用希望者は多く、なかなか抽選に当たらない状況が続いています。直ちに可能な施策として、市民農園の規模拡充を提案します。財源の問題もあるでしょうが、ヨーロッパの事例では企業スポンサーを付けた市民農園(クラインガルテン)もあります。

《小作地の斡旋》

市民農園の規模では満足出来ないという市民も、特に定年後の市民の中には若干存在していると予想されます。そこで、法制度上等、実現するには高いハードルがあると考えられますが、ある程度の大きな面積での農地のレンタル制度を作ることを提案します。市が仲介役となることで、貸し手においても一定の安心感が生まれ、農地のレンタルがスムーズに進むのではないかと思われます。

《大丸用水と梨農園を組み合わせた観光資源の創出》

市内を流れる大丸用水には既に遊歩道なども整備されていますが、肝心の用水が三面張りで極めて貧弱な生態系となっており、景観的にも決して良好な状態ではありません。そこで、滋賀県高島市針江地区「生水の里(しょうずのさと)」の取り組みなどを参考に、大丸用水の修景を行い、同時に梨農園とも組み合わせたフットパス¹を構築します。

更にこの地域に用水・梨観光の核となるビジターセンター(道の駅²のような農産物直 売所を利用することも考えられる)を設置し、観光客への情報提供を行うとともに、春期 に「大丸用水祭り」、秋期に「稲城梨祭り」を開催して観光客の誘致を行います。大丸用 水、梨はいずれも稲城のアイデンティティに関わるものであり、観光客の誘致によるキャ ッシュフローの創出以外に、稲城市民としての愛郷心の涵養や、ニュータウン地域住民と 多摩川低地地域住民の相互交流にも寄与すると思われます。開催にあたっては、農業者の 協力は不可欠であり、加えて農業者以外の市民のマンパワーが必要であり、それが相互交 流を深めるものと考えます。

《市立学校における水田の創造と維持》

市内の小中学校のうち、敷地に余裕がある学校内に水田を作り、水稲作りを行います。 そもそも稲城は長い間水稲栽培を行ってきた地域であり、減少したとはいえ水稲栽培は稲城の象徴として途絶えさせてはならないものと考えます。稲城の子供として育つ以上、稲城の土地で育まれた米の味を知っておくのは、当然のことではないでしょうか。

向陽台小や城山小、長峰小などは丘の上にあって本来水稲栽培には向きませんが、天水を 貯める貯水池などを整備することで小規模な水田ならば維持可能と思われます。仮にどうしても難しいのであれば、坂浜地区に残存している小規模な棚田を借りるのも良いでしょう。

水田作りやその維持に際しては、市内の農家による技術指導を仰ぎ、また地域の大人たちによる各種支援を期待します。

《国に対する農地保全策の要望》

農地が減少している理由のひとつに、市街化区域内の農地に高い相続税が課されることがあります。そこで、農家の負担を軽くする農地保全策を国に求めていく必要があります。

¹ フットパス:イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど、地域に昔からある風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち【Path】)のこと。

² 道の駅:道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、まちとまちとが手を結びあう「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設。

【付属資料】

* エコミュージアム構想

分科会では稲城市に「エコミュージアム」を設立してはどうかとの意見も出されました。この「エコミュージアム」というのは、通常「ミュージアム(博物館)」という言葉から想像される、建物の中に色々な展示物が陳列されているものではありません(それならば既に郷土資料室があります)。一般的に言えば、「エコミュージアム」とは従来的な博物館に加えて、その地域内で伝統的・特徴的な生活が営まれている場や、興味深い自然が観察出来る場をいくつも「展示物」として設定し、博物館施設での見学とフィールドでの見学・観察経験を合わせたものを博物館のコンテンツとしようという考え方を指します。

それでは、稲城市内でこうした「エコミュージアム」のコンテンツとしうる、あるいはされるべき場所とはどこになるでしょうか? ここでは「自然」「伝統的生活」「現在の稲城」の三つに分けて考えてみます。

① 自 然	②伝統的生活	③現在の稲城
・多摩川 ・三沢川 ・上谷戸川 ・南山西部地区 ・稲城中央公園 ・城山公園 ・ふれあいの森 〜小田良の里〜	・水田 ・梨農園 ・馬頭観音像 ・青渭神社 ・大麻止乃豆乃天神社 ・穴澤天神社と里神楽 ・妙見尊と蛇より行事 ・高勝寺 ・大丸用水	・向陽台の街並みと パブリックアート群

以上でわかるように、個々の事例は私たちが普段から接している、ある意味では「ありふれたもの」に過ぎません。これらを「興味深いもの」とするためには、これらの魅力・面白さを語ることが出来るインタープリター(解説者)が不可欠です。しかしながら、現在のところ、稲城には上に挙げたような諸事例の魅力を徹底的に追求し、語ることが出来る組織は存在しません。

一方、ハード面に目を向けますと、現状、ふれんど平尾内には郷土資料室がありますけれども、利用の便も内容もあまり良いものではありません。また上谷戸親水公園や城山公園には体験学習館がありますけれども、これらの施設には博物館機能は存在していません。

ここで市民会議からの提案となりますが、「エコミュージアム」を設置するという案に市民の皆さんが何らかの可能性を感じていただけるのであれば、まずは「エコミュージアム」の中身としうるものを市民有志によって調査・研究し、「エコミュージアム」設立の具体的構想を考えるというのはどうでしょうか? 活動の本拠地には城山公園の体験学習館が適しているでしょう(同じ建物内に中央図書館がありますから)。1年ないし2年間程度の予備調査によって「これは面白いものが出来そうだ」となったのであれば、その時点で更に具体的な行動に進んで行けばよろしいかと思います。

* 稲城市の保全地域・保存樹木指定状況

《保全地域指定状况》

平成21年3月31日現在

	名 称	所在地	面積(m²)	主な樹種	指定年度
1	穴澤天神社	矢野口 3291-1 矢野口 3292	5, 136. 00	スギ・ヒノキ	S. 50
2	大麻止乃豆乃天神社 円 照 寺	大丸 848 大丸 849	5, 613. 00 763. 00	ナラ・クヌギ	S. 50
3	杉山神社 戦没者慰霊碑	平尾 1189 平尾 1187-1	2, 545. 00 461. 00	ソロ・スギ・ケヤキ・クヌギ	S. 51
4	天満神社 一村共有地	坂浜 967-1 他 坂浜 966-1 他	3, 386. 32 1, 317. 00	スギ・サクラ・ソロ	S. 52
5	妙見寺	百村 1589	20, 333. 00	クヌギ	S. 59
6	普門庵	大丸 858	6, 215. 00	コナラ・エコ゛ノキ・アラカン・シラカシ・ヤマモミシ゛	H. 7
	合	計	45, 769. 32		

《保存樹木指定状況》

平成21年3月31日現在(単位:本)

所定地区	矢野口	東長沼	大丸	百村	坂浜	平尾	押立	若葉台	向陽台	合計
指定本数	28	35	24	26	71	20	17	15	4	240

* ブロック別みどり率の経年変化(東京都環境局より)

	区	部	南多	多摩	都全体(島しょを除く)		
	昭和49年	平成10年	昭和49年	平成10年	昭和49年	平成10年	
みどり率	29. 9	28. 6	87. 7	78. 6	66. 9	62. 5	
樹林地が占める割合	0. 9	0.4	42. 7	36. 1	35. 9	33. 1	
草地が占める割合	5. 9	1. 2	6. 0	8. 9	4. 9	3. 4	
農地が占める割合	4. 3	1.7	17. 7	9. 2	10. 3	6. 0	
宅地等の緑が占める割合	10. 9	14. 7	19. 4	19. 7	11. 7	13.8	
道路の緑が占める割合	0. 6	1. 2	0. 2	0. 5	0. 3	0. 6	
公園が占める割合	2. 8	5. 1	0. 6	3. 1	1.4	3. 2	
河川等の水面が占める割合	4. 5	4. 3	1.1	1. 1	2. 4	2. 4	



みどり率:ある地域における、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園、街路樹や河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合。